「8市の未来予測等に関する調査委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

東京都区部に近接し、大都市部として密接につながり、市域を越えた共通の課題を持つ、 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市(以下「8市」) が、団塊ジュニア世代が全て高齢者となる 2040 年頃の課題を見据え、より一層の協調・連 携を進め、圏域としての持続可能な成長・発展を目指すため、平成 30 年 7 月 9 日に「8市 連携市長会議」を開催し、短期、中期的の両面から取組を進めることに合意しました。

その後、実務的な協議を進め、令和元年度には、具体的な取組として訪日外国人観光客向け英語マップの作成・配布や、自治体間の連携や連携につながる施策(好事例)についての情報共有、さらには総務省「令和元年度 新たな広域連携促進事業」の委託団体に選定され、「8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査」(以下「基礎調査」)等を実施しました。

横浜市は、昨年度に引き続き、総務省の「令和2年度 新たな広域連携促進事業」に応募し、昨年度に整理した 2040 年頃の行政サービスの維持・向上を実現するための取組の方向性に加え、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」)から市民生活を守り、新たな日常生活に適応するために必要な 8 市間の連携施策の中から、8 市連携市長会議において具体的な検討テーマを決定します。

そのため、連携施策の検討に必要な裏付けとなる、8市の行政需要及び経営資源に関する長期的な変化・見通しの客観的なデータ等を整理します。

また、2040年頃に各市の中核を担う若手職員が集い、広域連携に対する意識醸成、基礎知識を 習得する勉強会を開催し、職員間の将来にわたるネットワークを構築します。

事業の実施にあたって、効率的に業務を進めるため、データ収集・分析、研修、会議運営の 補助等の業務について、豊富な実績とノウハウを持つ民間企業に再委託するものです。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

8市の未来予測等に関する調査委託

(2) 主催者

りません。

横浜市 (政策局大都市制度推進課)

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めた者から提案を受ける公募型で行います。 また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方 針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補 者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではあ

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者とします。

- (1) 令和元年・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)に登録されていること (事業所の所在地は不問)
- (2) (1) の名簿において、営業種目「320:各種調査企画」を第1位に登録し、細目「A:市場・世 論調査」及び「B:コンサルティング(建設コンサル等を除く)」を登録していること。
- (3) 次に挙げるいずれかの実績を有すること。
 - ア 国又は地方自治体から過去5年以内(平成27年以降)に、都市間比較または都市間連携に 関する調査業務を受託した実績があること
 - イ 「連携中枢都市圏ビジョン」の策定支援業務を受託した実績があること
 - ウ 過去5年以内(平成27年以降)に、複数の地方自治体の総合的な計画の策定支援業務また は策定に関する基礎的調査業務を受託した実績があること
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥る恐れがないと横浜市が認めたものを除く)でないこと。
- (9) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱(一部改正令和2年4月13日) の規定による指名停止を受けていないこと。
- (10) 8市の未来予測等に関する調査委託の完了まで、業務を履行できること。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるものの ほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

6 事務局

横浜市政策局大都市制度推進課 小牧、福田 所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-4082

プロポーザル実施スケジュール

